

(証券コード 2613)
平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
株式会社 J-オイルミルズ
代表取締役社長 榎 田 純 和

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月22日（月）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 「ベルサール汐留」 東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル 地下1階ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀の各種政策の効果が発現するなかで、企業収益・雇用情勢に改善がみられ、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、食品業界は原料価格の上昇や円安の影響、さらには個人消費の弱さもあり、厳しい経営環境が続いております。

製油産業におきましては、特に第3四半期以降に採算が急激に悪化いたしました。その主な要因は以下の3点にあります。

- ①日銀による追加金融緩和の影響により、120円前後まで急速に円安が進行し原料輸入コストが上昇。
- ②第3四半期以降の急激な油糧製品の大幅な価格低下。
- ③原料油分の低下による生産性悪化。

油脂製品コストの急激かつ大幅な上昇に対して、平成26年6月、平成27年1月に2度の油脂製品価格改定を実施いたしましたが、大豆および菜種の海外相場下落(菜種はその後上昇)の動きも影響し、目標とする油脂製品価格にまでは至りませんでした。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高1,858億87百万円(前期比5.4%減)、営業利益42億48百万円(前期比23.2%減)、経常利益49億82百万円(前期比21.3%減)、当期純利益33億55百万円(前期比11.4%減)となりました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

(製油事業)

主要原料である大豆および菜種の相場は、米国大豆およびカナダ菜種の良好な育成・収穫状況から9月末にかけて大豆1ブッシェル当たり9米ドル前半、菜種1トン当たり390加ドル台の季節的な安値を付けた後に一旦上昇、3月にかけては南米大豆の豊作が確実となったことから大豆は再度弱含みとなり大豆1ブッシェル当たり9米ドル後半へ再度下落、菜種は需給の逼迫とカナダドル安から450加ドル台での推移となっています。また、当事業年度の為替相場は、101円台から121円台まで大きくドル高円安が進む展開となりました。特に9月以降に急速に大幅な円安が進む展開となり、大変厳しい事業環境となりました。

家庭用油脂は、オリーブオイル・ごま油等のプレミアムオイルにおいて、味の素グループ共同でメニュー提案を行う等、積極的に拡販しましたが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が大きく、販売数量は前年同期を下回りました。

業務用油脂は“長く使える”をコンセプトにした「長調得徳[®]」やバターの代替として使いやすい「SavorUpバターフレーバーオイル」等の高機能油脂の拡販に注力し、販売数量は前年と同程度となりました。

マーガリン部門においては、家庭用マーガリンは市場自体が低迷し、販売数量は前年同期を下回りましたが、業務用マーガリンは、4月に発売した、バターをブレンドしたマーガリンの新ブランド「グランマスター[®]」シリーズの新製品「グランマスター[®] スイッツァー[®]」がお客様より高い評価をいただいております、業務用マーガリン全体としての販売数量は前年同期をわずかに上回りました。

油糧部門においては、豚流行性下痢症の発生や牛の飼養頭数減少の影響による配合飼料の生産量減少を受け、売上高は前年同期をわずかに下回りました。

(その他)

飼料部門においては、酪農家戸数や乳牛飼養頭数が減少する依然として厳しい販売環境の中、販売地域を拡大することにより前年同期と同程度の売上高となりました。

スターチ部門においては、当社の独自技術を用いた加工澱粉である「ネオトラスト[®]」および「アクトボディー[®]KT10」の積極的な拡販を行い、畜肉および水産練り製品用途で採用件数、販売数量ともに大きく上回りましたが、全体としての売上高は前年同期をわずかに下回りました。

健康食品部門においては、健康食品事業は消費税率引上げ後の健康食品市場の低迷が長期化した影響を受け、売上高は前年同期を大きく下回りました。また、ファイン事業も、売上高は前年同期を下回りました。大豆蛋白を原料とするシート食品「まめのりさん[®]」は、口溶けの良さなど製品力が海外で高く評価されると共に、国内では油脂営業部門との共同展開が奏功し、新規取り扱いが増加していることもあり、売上高は順調に推移しております。

売上高内訳

		金額	比率
売上高	製油事業	176,890	95.2%
	その他	8,997	4.8%
計		185,887	100.0%

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

当事業年度において、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、3,743百万円で、主なものは各工場での生産設備の更新・増強工事等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

TOYOTA TSUSHO(Thailand)Co.,Ltd. と共同で高付加価値でん粉の販売・商品開発、油脂製品販売を目的とする合弁会社J-OIL MILLS(THAILAND)Co.,Ltd. を設立することで合意し、平成26年7月15日付で49.0%出資し、当社の子会社となりました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第10期 平成23年度	第11期 平成24年度	第12期 平成25年度	第13期 (当事業年度) 平成26年度
売 上 高	173,769 <small>百万円</small>	178,912 <small>百万円</small>	196,444 <small>百万円</small>	185,887 <small>百万円</small>
経 常 利 益	3,727 <small>百万円</small>	5,898 <small>百万円</small>	6,327 <small>百万円</small>	4,982 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	2,170 <small>百万円</small>	3,793 <small>百万円</small>	3,785 <small>百万円</small>	3,355 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	13 00 <small>円 銭</small>	22 74 <small>円 銭</small>	22 69 <small>円 銭</small>	20 11 <small>円 銭</small>
総 資 産	139,907 <small>百万円</small>	147,739 <small>百万円</small>	151,312 <small>百万円</small>	152,098 <small>百万円</small>
純 資 産	64,313 <small>百万円</small>	67,848 <small>百万円</small>	70,419 <small>百万円</small>	75,684 <small>百万円</small>
1株当たり純資産	385 27 <small>円 銭</small>	406 75 <small>円 銭</small>	422 20 <small>円 銭</small>	453 80 <small>円 銭</small>

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。

(4) 対処すべき課題

製油・油脂事業を取り巻く環境は、経済新興国における穀物需要の増加等による原料価格の高値推移や、円安による輸入原料高によるコスト上昇等、引き続き厳しい状況にあります。一方、国内市場においても、少子高齢化による需要減少や健康への関心の高まり、自由貿易の進展等による市場の変化があり、対処していく必要があります。

そのため、当社グループは平成27年3月期(2014年度)を初年度とする7ヶ年の第四期中期経営計画を策定し、「構造変革」を進めております。

[構造変革1] 製油領域での変革

- ① 搾油・油糧 搾油拠点の大胆な構造変革を行い、最適キャパシティ・立地での搾油体制を構築します。
- ② 油脂 事業環境の変化に影響されない高付加価値商品へシフトします。

[構造変革2] 事業構造の変革 食品・ファインケミカル領域

- ① 食品 “新しい油脂の摂食手段” を提案・提供します。
- ② ファインケミカル 医療・健康に関係するファインケミカル領域の事業を推進します。

[構造変革3] 海外事業：市場の捉え方の変革

海外における、当社の技術力を生かした油脂等の事業を展開します。

[構造変革4] 仕事の質の変革

CSR経営の実践、研究部門の構造変革、競争力のあるサプライチェーンの確立を推進します。

[構造変革5] 組織の変革

新技術、新商品により新事業を推進し、事業構造を変革し、技術立社を実現します。

[構造変革6] 人財の育成・変革

構造変革に資するため、中期視点で戦略的に人財を再配置することで、個人能力発揮と仕事の質の変革をめざします。

また、これらを推進するに際し、コンプライアンスとリスクマネジメントの体制をより一層充実させることにより、内部統制を強化していきます。

この様な取組みにより、これからも信頼され、安定的に収益をあげることの出来る企業グループへと変革し、企業価値を向上させることにより、当社のステークホルダーの方々幸せを実現してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油事業	家庭用油脂・業務用油脂・加工用油脂 マーガリン 油糧（大豆ミール・菜種ミール・食品大豆）
その他	飼料 スターチ（コーンスターチ・加工でん粉） 健康食品（栄養補助食品・トコフェロール） 倉庫業・不動産賃貸等

(6) 主要な事業所

本 社	東京都中央区明石町8番1号		
支社および支店	東京支社（東京都中央区） 北海道支店（札幌市中央区） 関東甲信越支店（群馬県高崎市） 北陸支店（石川県金沢市） 四国支店（香川県高松市）	大阪支社（大阪市北区） 東北支店（仙台市青葉区） 名古屋支店（名古屋市中区） 中国支店（広島市中区） 九州支店（福岡市中央区）	
工場および事業所	千葉工場（千葉市美浜区） 静岡工場（静岡市清水区） 神戸工場（神戸市東灘区） 坂出事業所（香川県坂出市）	横浜工場（横浜市鶴見区） 浅羽工場（静岡県袋井市） 若松工場（北九州市若松区）	
研 究 所	基盤研究所（横浜市鶴見区） 商品開発研究所（横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区）		

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
951名	18名減	42.6歳	16.6年

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,660
農林中央金庫	3,560
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,100

(注) 上記の他に6金融機関によるシンジケート・ローン3,500百万円の借入があります。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社J-ウィズ	20	100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
日華油脂株式会社	400	100	油脂の販売
株式会社J-ケミカル	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 167,542,239株 (うち自己株式763,756株)
 (3) 株 主 数 19,241名 (前期比3,369名減)
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (持株比率)	
	千株	%
味 の 素 株 式 会 社	45,269	(27.14)
三 井 物 産 株 式 会 社	20,877	(12.52)
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	4,143	(2.48)
J - オイルミルズ取引先持株会	3,425	(2.05)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,141	(1.88)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,057	(1.83)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,713	(1.63)
三井住友海上火災保険株式会社	2,713	(1.63)
農 林 中 央 金 庫	2,701	(1.62)
不 二 製 油 株 式 会 社	2,000	(1.20)
辻 製 油 株 式 会 社	2,000	(1.20)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	煤 田 純 和	
取締役兼副社長執行役員	松 居 伸 一	事業本部長 人財開発部、総務・リスク管理部、 財務部、法務部、情報システム部、 品質保証部、知財管理部担当 企業行動委員会委員長
取締役兼常務執行役員	吉 田 哲	生産本部長
取締役兼常務執行役員	善 当 勝 夫	営業本部長兼新事業企画本部長
取締役兼常務執行役員	後 藤 康 夫	製油本部長
取締役兼執行役員	坂 内 昭 夫	新事業企画本部副本部長兼新事業推進部長
取締役兼執行役員	田 島 郁 一	研究本部長
取 締 役	品 田 英 明	
常勤監査役	櫻 井 宏 之	
常勤監査役	田 辺 多 聞	
監 査 役	日 下 宗 仁	

(注) 1. 取締役品田英明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

同氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員および東海澱粉株式会社の取締役を兼職しております。

2. 常勤監査役田辺多聞および監査役日下宗仁の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しております。

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

同氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役中園直樹氏は、平成26年6月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役 (うち社外監査役)	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
	名	百万円	名	百万円
基本報酬	8	151	3 (2)	40 (22)
役員賞与	7	34	—	—
退職慰労引当金繰入額	7	48	3 (2)	5 (3)
計	—	233	—	45 (25)

- (注) 1. 社外取締役1名は無報酬のため含まれておりません。
2. 基本報酬には、平成26年6月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の基本報酬限度額は月額20百万円であります(平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議)。
監査役の基本報酬限度額は月額5百万円であります(平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議)。
4. 役員賞与は、平成27年6月23日開催予定の第13回定時株主総会において決議する予定であります。
5. 平成26年6月24日開催の第12回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任取締役1名に対し40百万円の退職慰労金を支給いたしました。(この金額には、過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額が含まれております。)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役品田英明氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員および東海澱粉株式会社の取締役を兼職しております。

味の素株式会社は当社の筆頭株主であり、当社は同社との間で業務提携に関する基本契約を締結し、ブランド使用・一部販売ルートの利用・出向者受け入れ等、食用油脂事業に関する提携関係を築いております。

東海澱粉株式会社との間では、当社の油脂・大豆たん白・でん粉製品の取引関係があります。

社外監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	品 田 英 明	当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
常勤監査役	田 辺 多 聞	当事業年度に開催した取締役会17回のうち16回に、監査役会41回のうち39回に出席し、食品業界での長年の勤務による豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	日 下 宗 仁	当事業年度に開催した取締役会17回および監査役会41回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款第37条の定めに基づき、当社は社外監査役日下宗仁氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の監査業務に係る報酬等の額

69百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

70百万円

(3) 非監査業務の内容

- ・国際財務報告基準（I F R S）への移行等に関する助言業務
- ・生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において平成26年5月26日に決議した内容は次のとおりであります。

当社は、「ステークホルダーの皆様の幸せを実現する」という経営目標を達成すべく、ステークホルダーから信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、使用人が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」で高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう、基準を明確にしています。
- ② コンプライアンス体制を統括する組織として、社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置しています。
- ③ 社会的責任（CSR）経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発を目的とした「CSR室」を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、使用人等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらには、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、使用人を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、経理部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部署において必要な研修を定期的に行います。
- ⑧ これら内部統制に関連する各部署・組織での活動を円滑に進めさせることを目的とした「内部統制統括部」を設置し、内部統制に関連する活動が、グループ全体として、横断的にかつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。

- (Ⅰ) 株主総会議事録と関連資料
- (Ⅱ) 取締役会議事録と関連資料
- (Ⅲ) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- (Ⅳ) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (Ⅴ) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とする「リスク管理委員会」の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、グループを取り巻くリスクを適切に管理することに努めています。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規則に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
- ② 全取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた業務執行規程、分課分掌規程等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
- ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、部室、事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。

(5) J-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。また、業務の適正と効率性を確保するために、当社規程類もあわせグループ会社にも適用します。

- ② グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員（以降、監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定します。

(7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 「監査役監査基準」に則り、監査役補助者の独立性を確保します。
- ② 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- ② 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、取締役および従業員は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について、監査役に報告する。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- ③ 監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、電子メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ② 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、並びに、各事業所－工場や関係会社への往査を実施することができます。
- ③ 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の稟議書およびその他の重要情報を閲覧または謄写できます。
- ④ 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- ⑤ 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力します。
- ⑥ 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

（1）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社の企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、まず『ステークホルダー（株主・取引先・社員・社会）の幸せを実現する』という基本理念を策定しております。

このような基本理念の下、当社は中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

平成27年3月期を初年度とする7ヶ年計画である第四期中期経営計画においては、『安定と成長2020』を基本方針とし、質の向上を伴った「構造変革」を目指します。この「構造変革」は、事業自体の変革を目指すとともに、当社内の変革も目指すものであります。事業に関しては、(Ⅰ) 製油領域、(Ⅱ) 食品・ファインケミカル領域、(Ⅲ) 海外事業領域の「構造変革」、企業・社員としては、(Ⅳ) 仕事の質の変革、(Ⅴ) 組織の変革、(Ⅵ) 人財の育成・変革に取り組み、これをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。

業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について、20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (v) 上記 (ii) 乃至 (iv) にかかわらず、当社取締役会は、(a) 買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b) 新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成29年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること
本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に
応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様
に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買
付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株
主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
- ② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうもの
でなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えて
おります。
 - (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共
同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に
充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防
衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策
は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を
踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏
まえていること。
 - (ii) 株主意思を重視するものであること。
 - (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
 - (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
 - (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
 - (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
 - (vii) デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻
止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の
交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要す
る買収防衛策）ではないこと。

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨ててお
ります。

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	152,098	負債の部	76,413
流動資産	82,127	流動負債	49,613
現金及び預金	5,425	買掛金	20,173
受取手形	497	短期借入金	13,800
売掛金	34,475	1年内返済予定の長期借入金	1,000
商品及び製品	14,070	未払金	2,595
原材料及び貯蔵品	24,590	設備関係未払金	2,481
前払費用	272	未払費用	4,397
繰延税金資産	904	未払法人税等	484
短期貸付金	2	未払消費税等	651
その他	1,888	前受金	14
		預り金	3,126
		賞与引当金	670
		役員賞与引当金	34
		リース債務	174
		その他	9
固定資産	69,943	固定負債	26,800
有形固定資産	51,821	社債	12,000
建物	8,978	長期借入金	4,250
構築物	3,204	退職給付引当金	2,330
機械及び装置	16,636	役員退職慰労引当金	400
車両運搬具	3	環境対策引当金	132
工具、器具及び備品	366	繰延税金負債	5,022
土地	21,336	リース債務	388
リース資産	563	資産除去債務	566
建設仮勘定	732	長期預り敷金保証金	1,709
無形固定資産	439	純資産の部	75,684
のれん	40	株主資本	69,851
特許権	2	資本金	10,000
ソフトウェア	355	資本剰余金	43,717
施設利用権	41	資本準備金	32,393
投資その他の資産	17,681	その他資本剰余金	11,323
投資有価証券	12,774	利益剰余金	16,382
関係会社株式	3,630	利益準備金	2
投資金	8	その他利益剰余金	16,379
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	356
長期前払費用	9	繰越利益剰余金	16,023
その他の	1,385	自己株式	△247
貸倒引当金	△131	評価・換算差額等	5,833
繰延資産	28	その他有価証券評価差額金	5,670
社債発行費	28	繰延ヘッジ損益	162
資産合計	152,098	負債及び純資産合計	152,098

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		185,887
売 上 原 価		158,398
売 上 総 利 益		27,489
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,240
営 業 利 益		4,248
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	781	
雑 収 入	160	942
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	97	
社 債 利 息	65	
支 払 手 数 料	25	
雑 支 出	18	208
経 常 利 益		4,982
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	102	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	239	
会 員 権 売 却 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
補 助 金 収 入	8	351
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	262	
減 損 損 失	255	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
会 員 権 評 価 損	1	
会 員 権 売 却 損	0	
リ 一 ス 解 約 損	6	525
税 引 前 当 期 純 利 益		4,808
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,569	
法 人 税 等 調 整 額	△115	1,453
当 期 純 利 益		3,355

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	157,082	負 債 の 部	77,442
流 動 資 産	85,656	流 動 負 債	50,175
現金及び預金	5,806	支払手形及び買掛金	22,079
受取手形及び売掛金	37,534	短期借入金	13,800
商品及び製品	14,181	1年内返済予定の 長期借入金	1,000
原材料及び貯蔵品	24,590	未払法人税等	556
繰延税金資産	1,059	未払消費税等	685
その他	2,494	賞与引当金	708
貸倒引当金	△9	役員賞与引当金	36
		その他	11,308
固 定 資 産	71,397	固 定 負 債	27,267
有 形 固 定 資 産	52,693	社 債	12,000
建物及び構築物	12,308	長期借入金	4,250
機械装置及び運搬具	16,652	退職給付に係る負債	2,796
土地	22,031	役員退職慰労引当金	419
建設仮勘定	732	環境対策引当金	132
その他	967	長期預り敷金保証金	2,330
無 形 固 定 資 産	406	繰延税金負債	4,372
投資その他の資産	18,298	その他	965
投資有価証券	17,095	純 資 産 の 部	79,639
長期貸付金	5	株 主 資 本	73,737
退職給付に係る資産	585	資 本 金	10,000
その他	743	資 本 剰 余 金	31,633
貸倒引当金	△132	利 益 剰 余 金	32,467
		自 己 株 式	△363
繰 延 資 産	28	その他の包括利益累計額	5,860
社債発行費	28	その他有価証券評価差額金	5,865
		繰延ヘッジ損益	163
		為替換算調整勘定	199
		退職給付に係る調整累計額	△367
		少 数 株 主 持 分	41
資産合計	157,082	負債及び純資産合計	157,082

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		193,884
売上原価		164,782
売上総利益		29,102
販売費及び一般管理費		24,908
営業利益		4,193
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	465	
持分法による投資利益	177	
雑収入	170	814
営業外費用		
支払利息	161	
支払手数料	25	
雑支出	24	211
経常利益		4,796
特別利益		
固定資産売却益	102	
投資有価証券売却益	239	
会員権売却益	0	
貸倒引当金戻入額	0	
補助金収入	8	351
特別損失		
固定資産除却損失	262	
減損損失	254	
投資有価証券売却損	0	
会員権評価損	1	
会員権売却損	0	
リース解約損	6	524
税金等調整前当期純利益		4,623
法人税、住民税及び事業税	1,718	
法人税等調整額	△194	1,523
少数株主損益調整前当期純利益		3,099
少数株主損失		5
当期純利益		3,105

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 J - オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計上の見積りの変更に関する注記」に記載されているとおり、会社は、一部の固定資産の耐用年数の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計上の見積りの変更に関する注記」に記載されているとおり、会社は、一部の固定資産の耐用年数の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、平成26年6月24日開催の監査役会に於いて、監査方針、監査計画、職務の分担等を決議しました。各監査役から活動状況、活動結果の報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会、経営会議、企業行動委員会、品質環境会議等重要な会議に出席するとともに、代表取締役との定期会合及び取締役、執行役員等とのヒアリングの場に於いて、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所に於いて業務及び財産の状況を調査致しました。
- (3) 各監査役は、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
また、監査部と毎月定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 各監査役は、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容及び同号ロの取組みの具体的内容につき、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、検討を加えました。
- (5) 各監査役は、国内連結子会社及び主な関連会社の代表取締役等から、事業の状況や職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、情報の交換を行いました。
- (6) さらに、各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (7) 財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査部、新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。同じく同条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- 五 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 櫻井宏之 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 田辺多聞 ㊟

監査役(社外監査役) 日下宗仁 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元維持と企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、前期末の普通配当額4円に50銭を加え、次のとおり1株につき4円50銭とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより、中間配当額1株につき4円50銭と合わせて、当期の年間配当額は1株につき9円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円50銭

配当総額 750,503,174円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日（水）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

提案の理由につきましては、次のとおりであります。

- ① コーポレートガバナンス体制の強化を図るべく社外取締役を新たに2名選任するため、取締役の員数を定めた現行定款第20条を変更するものであります。
- ② 社外取締役に適任と考えられる人材の招聘を容易にすることを目的として、社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、第29条を新設するものであります。
 なお、第29条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(員 数) 第20条 当会社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	(員 数) 第20条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
<新設>	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第29条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第29条～第41条 (条文省略)	第30条～第42条 (現行どおり)

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 ※	はちうま ふみなお 八馬史尚 (昭和34年12月8日生)	昭和58年4月 味の素株式会社入社 平成10年7月 インドネシア味の素販売株式会社代表取締役社長 平成20年7月 アメリカ味の素株式会社取締役副社長 平成21年7月 味の素株式会社食品カンパニー加工食品部長 平成23年7月 同社食品事業本部外食デリカ事業部長 平成25年6月 同社執行役員 平成27年6月 同社常務執行役員（現任）	—
2	まつい しんいち 松居伸一 (昭和28年11月6日生)	昭和52年4月 豊年製油株式会社入社 平成9年6月 同社食品・油脂本部製油部長 平成11年6月 同社取締役 平成13年6月 同社執行役員 平成16年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役（現任） 平成23年6月 当社専務執行役員 平成26年4月 当社事業本部長 兼人財開発部、総務・リスク管理部、経理部、法務部、情報システム部、品質保証部、知財管理部担当兼 企業行動委員会委員長（現任） 平成26年6月 当社副社長執行役員（現任）	31,000株
3	よしだ さとし 吉田哲 (昭和32年1月30日生)	昭和54年4月 吉原製油株式会社入社 平成17年6月 当社横浜工場長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） 平成26年4月 当社生産本部長（現任）	6,260株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	ぜんとう かつお 善 当 勝 夫 (昭和32年11月29日生)	昭和56年4月 味の素株式会社入社 平成12年7月 同社油脂部部长 平成15年6月 味の素製油株式会社取締役 平成17年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社営業本部長兼新事業企画 本部長(現任)	14,000株
5	ごとう やすお 後 藤 康 夫 (昭和37年1月19日生)	昭和59年4月 豊年製油株式会社入社 平成18年4月 当社人財開発部長 平成19年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社常務執行役員(現任) 平成26年4月 当社製油本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	18,100株
6	ばんない あきお 坂 内 昭 夫 (昭和36年7月26日生)	昭和60年4月 豊年製油株式会社入社 平成17年4月 当社原料部長 平成19年6月 当社執行役員(現任) 平成26年4月 当社新事業企画本部副本部長 兼新事業推進部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	15,000株
7	たしま いくかず 田 島 郁 一 (昭和33年8月5日生)	昭和57年4月 味の素株式会社入社 平成20年4月 当社油脂研究所長 平成21年6月 当社執行役員(現任) 平成26年4月 当社研究本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	8,000株
8	しなだ ひであき 品 田 英 明 (昭和31年6月12日生)	昭和55年4月 味の素株式会社入社 平成18年7月 同社加工食品部長 平成21年6月 同社執行役員 平成25年6月 同社取締役常務執行役員食品 事業本部長(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任) 平成25年9月 東海澱粉株式会社取締役(現任)	—
9 ※	いまい やすひろ 今 井 靖 容 (昭和27年4月11日生)	昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成13年5月 同法人代表社員 平成25年7月 公認会計士今井靖容事務所開設(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10 ※	のぎき あきら 野崎 晃 (昭和32年11月20日生)	昭和63年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成7年4月 長島・野崎法律事務所開設 平成15年3月 野崎法律事務所開設（現任） 平成17年6月 イチカワ株式会社監査役（現任） 平成19年6月 株式会社整理回収機構常務執行役員 平成23年6月 N E C フィールディング株式会社監査役（平成27年6月退任予定）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. ① 品田英明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ② 同氏を社外取締役候補者とした理由は、味の素株式会社の取締役として広く食品業界および会社経営に精通しており、その知識と経験を当社の経営に活かしてもらうことが期待されるためであります。
- ③ 同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. ① 今井靖容氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役および東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
- ② 同氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と経験を当社の経営に活かしてもらうことが期待されるためであります。
- ③ 同氏の選任が承認された場合、第2号議案の承認を条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. ① 野崎晃氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役および東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
- ② 同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業法務を中心とする法律家としての専門的な知識と経験を当社の経営に活かしてもらうことが期待されるためであります。
- ③ 同氏の選任が承認された場合、第2号議案の承認を条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名のうち社外取締役を除く7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額3,400万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一願いたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役榎田純和氏に対しまして、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
うめだ すみかず 榎 田 純 和	平成14年4月 当社取締役 平成22年4月 当社代表取締役 平成22年6月 当社代表取締役社長（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座八丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル ベルサール汐留 地下1階ホール

「地下通路」からのご案内です。各路線改札出口より地下通路をお通りください。



交通のご案内： J R 線 新橋駅 烏森口または汐留口改札より 徒歩約9分
 都営地下鉄浅草線 新橋駅 JR新橋駅・汐留方面改札より 徒歩約9分
 東京メトロ銀座線 新橋駅 4番出口より 徒歩約11分
 都営地下鉄大江戸線 汐留駅 JR新橋駅方面改札より 徒歩約6分

◎会場周辺は、工事を行っていることが予想されますので、十分ご注意のうえ、ご来場ください。

◎当日は、お土産（当社商品）をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お1人様につき1個とさせていただきます。